

議案第63号	三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
生活衛生課	路上喫煙禁止区域内での喫煙を禁止し、喫煙による被害の防止を図るに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>平成9年から施行しております「三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て防止に関する条例」に、路上喫煙禁止区域内での喫煙を禁止し、喫煙による被害の防止を図るに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【路上喫煙禁止区域】三田駅(北・南・ペデストリアンデッキ)、新三田駅(北側への通路含む) (昇降客数の多い駅)</p> <p>【施行期日】平成26年4月1日</p>	